

令和7年度（2025年度）第1回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年5月27日（火） 午前9時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3G会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

本日の審議会の進行ですが、新たな会長が選出されるまでの間は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷委員、オンラインでの出席が現在8名、合わせて9名の委員にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、後ほどもう一名の委員にご参加をいただける予定となっております。

2. 挨拶

○事務局（名畑課長補佐） 会議に先立ち、環境保全局長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境保全局長 本年度初めての審議会となりますので、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただき、加えて、オンラインからもご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より道の環境行政の推進におきまして特段のご理解とご協力をいただいておりますことにこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、委員改選後の初めての審議会でもございます。委員再任を引き受けいただきました委員の皆様にご心より感謝を申し上げますとともに、これからの2年間もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、道では、脱炭素社会の実現に向けまして、再生可能エネルギーの導入促進をしております。一方で、地域の皆様のご理解の下、周辺環境に十分配慮して進められることが重要であり、道内で計画されている大規模な再エネ導入事業の動向とともに、それらに対して環境保全の見地から意見を述べる環境アセスメント制度は、これまで以上に世間の注目を集めている状況でございます。また、現在開会中の国会におきましては、建て替え事業を対象としたアセス手続の見直しとアセス図書継続公開を主な改正内容とするアセス法の改正案が審議されているほか、環境アセス制度自体の在り方についても引き続き検討が行われているところです。

このような中、委員の皆様には、今年度も審議案件が多く、ご負担をおかけすることもあるかと存じますが、北海道の環境アセス制度の適切かつ効果的な運用に向け、専門的な見地からのご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、4月の異動で環境政策課長も代わっておりますので、ご紹介いたします。

環境政策課長の高橋でございます。

○高橋環境政策課長 おはようございます。この4月から環境政策課長を務めております高橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、新たな審議会委員の就任についてお伝えいたします。

大原委員の任期満了による退任については3月に行いました前回の審議会でお伝えしましたが、後任として昆虫分野を専門とされている帯広畜産大学の山内健生先生に4月26日付で委員に就任していただいております。なお、本日はご欠席となっておりますので、次回以降の出席の際に、一言、ご挨拶をいただこうと考えております。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1、資料3、資料4はそれぞれ1から3、資料2と資料5はそれぞれ1から4となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は5件あり、議事（1）は会長の選出になります。議事（2）から議事（5）は全てが風力発電の審議となっており、個別説明は省略しますが、これら4件全てについて、答申文（案）たたき台を含め、皆様にご審議をいただくことにしていますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴の皆様、そして、報道機関の皆様にはご退室をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（名畑課長補佐） それでは、早速、議事（1）の会長の選出に移ります。

本議事に関する資料は、資料1-1から資料1-3をご用意しております。当審議会の基本的な条例に定める事項とアセスメント制度についての概要を示したものですので、資料のご説明は省略いたします。

続きまして、会長の選出について、資料1-1の裏側をご覧ください。

北海道環境影響評価条例第58条第2項において、委員が互選することとされているため、互選により行わせていただきます。

従来、委員の皆様から推薦していただく方式を取っておりますが、今回、どなたかご推薦はありませんか。

○桂委員 これまでのご経験と実績から澁谷委員がいいのではないかと思います。ほかの皆さんはいかがでしょう。

○事務局（名畑課長補佐） ただいま澁谷委員をというご推薦がありました。ほかにご推薦などはございませんか。

（発言者なし）

○事務局（名畑課長補佐） それでは、澁谷委員に会長に就任していただくことを承認していただけますでしょうか。

（発言者なし）

○事務局（名畑課長補佐） それでは、会長は澁谷委員ということで決定されました。

澁谷会長、ここからの議事進行をよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ただいま会長に選出されました澁谷でございます。

任期は2年ということでした。案件も多うございますし、できるだけスムーズに、また、ちゃんと内容を審議できるような議事進行に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、先ほど事務局から説明がありましたが、資料 1-1 の裏面の4の審議会の組織及び会議等のところをご覧ください。

条例第 58 条第 4 項では会長に事故があるときには会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されております。

私から鈴木委員を指名したいと思います。鈴木委員、また、皆様もよろしいでしょうか。

○事務局（名畑課長補佐） 今、鈴木委員とのご指名がありましたが、鈴木委員は本日出席予定ですけれども、回線の都合でまだ入れておりません。後ほど参加された際にご指名をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、この件は後回しにしたいと思います。

それでは、議事（2）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）北海道島牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業は、今年1月14日付で受理し、1月16日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日は2回目の審議となります。

日にちも空いたので、まず、簡単に事業の概要について説明いたします。

灰色の図書をご覧ください。

6ページになります。

本事業は、島牧村沖の海域に単機出力が1万4,000キロワットから2万4,000キロワッ

ト程度の風力発電機を最大 43 基程度設置する計画でありまして、総出力は最大 60 万キロワット程度となっております。

区域の位置は、経済産業省が示しております「令和 4 年度に実施した系統確保スキームに関する事業調査について」の島牧沖での風車配置検討範囲を基本に設定されております。

次に、35 ページをご覧ください。

区域周辺の他事業の位置になっておりまして、本海域における洋上風力発電事業は本件で 5 件目です。

次に、区域及びその周囲の概要について簡単にご説明いたします。

ページが飛びますが、133 ページをご覧ください。

こちらは、動物の注目すべき生息地の図になります。区域及びその周辺は、海鳥の繁殖や海産魚類の産卵場等の情報により、茂津多岬周辺や弁慶岬周辺の沿岸域が生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されております。

めぐりまして、135 ページには藻場の分布状況が示されています。ワカメ場が最も確認されております。これらの情報を集約したものが 144 ページにもありますので、ご参照ください。

144 ページの図を見ますと、区域内や風力発電機設置検討範囲外にはなりますが、狩場茂津多道立自然公園が周辺に存在していることが分かります。

次に、配慮が特に必要な施設について、182 ページをご覧ください。

まず、図の中央に島牧小学校がありますが、風力発電機設置検討範囲までは 0.59 キロメートルであり、最も近接する要配慮施設となります。最も近接する住宅は島牧村の北部にございまして、0.51 キロメートルの離隔距離となっております。

最後に、景観についてです。

ページが飛びまして、318 ページをご覧ください。

主要な眺望点の図ですが、周辺は身近な眺望点を含めて 29 地点が選定されております。南部のモッタ海岸温泉からの眺望が最も垂直視野角が大きく、27.7 度となっております。

図書の説明は以上といたします。

引き続き、資料 2-1 を用いまして、2 次質問と事業者回答について、答申文（案）たたき台に関する質問を中心に説明いたします。

まず、資料 2-1 の 3 ページの質問番号 2-7 をご覧ください。

陸域との離隔距離が 500 メートルとのことについて、発電施設自体も陸上風力発電施設と比較して大型のものが設置されることから、島牧村のような海岸線沿いに住宅があるような地域では、より離隔距離を取るといった配慮を検討する必要があるか、事業者の見解を伺っております。これに対して、事業者から、今後の法定協議会でのご意見や漁業関係者等との協議、環境影響評価などを踏まえて検討を行うこととしており、方法書以降の調査、予測及び評価を踏まえて適切な離隔距離を確保するよう事業計画を検討するという旨の回答がありました。

次に、8ページの質問番号3-3をご覧ください。

1次質問でIUCNのレッドリストを選定基準に加える必要はないかを伺っておりまして、2次質問では、国内レッドリストのみではより正確に日本の現況を反映した重要種の抽出が可能になるとは限らず、世界規模で減少している種は国内事業でも慎重に影響を評価すべきと質問をいたしました。これに対して、IUCNのレッドリストのランクを追加、整理した表が資料2-2となりますので、適宜、ご確認ください。

なお、IUCN絶滅危惧種レッドリストの指定種については、種ごとに生態や生息域が異なるため、方法書の手続において各専門分野の有識者にヒアリングを実施し、重要種の選定基準や抽出方法の妥当性を改めて確認することでした。

次に、12ページの上から二つ目の質問番号4-2をご覧ください。

水の濁りについて、潮流によっては数キロメートル先まで運ばれるということで、調査、予測、評価を行う必要性について質問しております。これに対して、事業者から、水の濁りの影響については、施工方法等の検討の熟度に応じ、方法書以降の手続において施工内容を踏まえた上で調査、予測及び評価を行う予定との回答がありました。

以降も流向、流速や水中音、生態系のことに関して同じような質問をしていますが、こちらも今後の方法書以降において検討するなどといった内容が書かれておりますので、適宜、ご参照ください。

最後に、15ページの質問番号4-13をご覧ください。

動物の項目になりますが、1次質問で必要な環境保全措置等を検討するというような回答がございまして、2次質問では、環境保全措置を講じても影響を回避または十分に低減できない場合に行うことを想定している風力発電機の仕様、配置、基数の再検討の具体的内容を伺っております。これに対して、事業者から、現時点では決定していないが、カットイン風速の調整、超音波や警戒音の発生、餌となる昆虫類を誘引しない夜間照明の設置、ブレード、タワーの視認性の向上等が考えられるとのことでした。

そのほか、②では、現地調査によって事業実施想定区域周辺の鳥類をはじめとした動植物の生息状況を把握し、その調査結果を踏まえた予測、評価を行った上で一時的な稼働停止も選択肢とした環境保全措置の内容を検討する予定であるとの回答がございました。

簡単ですが、2次質問と事業者回答についての説明は以上となります。

資料2-2の説明は、割愛します。

続きまして、資料2-3の関係町村長の意見について簡単に紹介いたします。

本事業の関係町村は、島牧村、寿都町、黒松内町、せたな町の4町村となります。

資料の順に説明してまいります。

まず、寿都町長意見ですが、別紙に書いております。基礎構造を明確に示し、それに合わせた十分な調査、予測及び評価を実施すること、送電ケーブル等の敷設に関する調査、予測及び評価の実施、関係漁協や町村、住民への丁寧な説明、国内外の最新の知見や専門家意見を踏まえることについて意見がございました。

次に、黒松内町長意見になります。

こちらにも別紙になっております。まず、想定外の新たな事象が生じた場合の調査項目、手法等の見直しや追加の調査及び評価についての意見、環境影響の予測に当たってはできる限り定量的な手法を用いること、地域住民や自治体等への十分な情報提供と丁寧な説明、周辺他事業者との情報交換について、保全生態学的な知見などを参考に環境への影響の回避、低減を優先することについて意見がありました。

次に、島牧村長の意見です。

地域住民及び関係団体に対し、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域特性や地域住民等の意見を踏まえて周辺環境の保全に最大限配慮すること、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れるほか、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施することといった意見がありました。

最後に、せたな町長意見です。

書いてあるとおり、図書の内容はおおむね適切であると判断するといった意見がありました。

資料 2-3 についての説明は以上です。

最後に、資料 2-4 の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

こちらのたたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A 等を基に作成しております。順に説明してまいります。

まず、前書きになりますが、1 段落目には面積や出力、発電機の諸元等を記載しておりまして、こちらの事業は海底ケーブルを設置する範囲を含んでいることが図書や Q&A から読み取れることから、海底ケーブルを設置する範囲を含んだという文言を追加しております。

2 段落目以降は地域の概況となっております。内容は、従来の洋上風力発電事業と同様、注目すべき生息地や生物多様性の観点から重要度の高い海域などを記載しております。

次に、総括的事項についてです。

(1) は、今後の事業検討に当たっての意見です。まず、海外の事例を含めた最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら適切に調査を行って科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、事業計画に反映させること、それでも回避、低減ができない場合や裏づける科学的根拠を示せない場合は事業規模の縮小などの見直しを行うことによって確実に環境影響を回避、低減することといった意見で、こちらは従来どおりの記載となっております。

(2) は、環境面に配慮した区域の絞り込みの検討についてです。藻場等の環境保全上留意が必要な場所の確認結果を踏まえた範囲の絞り込みが行われていないところが一部ありましたので、そのような場所の絞り込みを行った上、方法書では分かりやすく記載することを求めています。

(3) は、計画段階配慮事項として選定されていない水の濁り、地形改変や流向、流速、

水中音といった影響を受けるおそれがある項目についての意見です。

ページをめくりまして、(4)は、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定することを求める意見となっております。

(5)は、今後の手続に当たって、関係町村や関係機関、住民等のほか、洋上風力になりますので、漁業関係者からの理解が得られるよう十分な協議、調整を行うこと、(6)は、図書の印刷、ダウンロード及び縦覧期間終了後の継続的な公表を求めており、こちらでも従来同様の記載となっております。

次に、2の個別的事項に参ります。

まず、(1)が騒音と風車の影についてです。

住宅や学校等が区域周辺に存在すること、また、設置される風車のサイズが大規模で影響が広範囲に及ぶ可能性があるため、適切な方法による調査、予測及び評価の実施のほか、風車と住宅等との離隔距離を取ることを求めております。

(2)が動物についてです。

アでは、オオセグロカモメ等の繁殖、生物多様性の観点から重要度の高い海域が区域及びその周辺に存在すること、希少な動物の生息情報を挙げまして、それらの詳細な調査を行い、適切な方法により予測及び評価を実施することを求めております。

イでは、アで挙げている分類群に限らず、各分類群についての的確に把握するよう求めており、いずれも従来の洋上風力発電事業に対する知事意見とおおむね同様の内容となっております。

次に、(3)の植物についてです。

アでは、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、ワカメ場などの藻場への影響を避けることなどによって影響を回避、低減すること、イでは、従来どおり専門家等の助言を得ながら植物相を的確に把握し、予測、評価を実施するよう求めております。

次のページの(4)は生態系についてです。

海域の生態系を計画段階環境配慮事項として選定していませんが、海域の環境変化による影響が長期間かつ広範囲に及ぶおそれがあることから、最新の知見の収集や調査、予測及び評価手法の十分な検討を求めております。

最後に、景観について、区域内に茂津多海岸などの景観資源を有する狩場茂津多道立自然公園が存在しているほか、設置される風車のサイズが大きく、また、基数も多いということで日本海を望む景観にも重大な影響を及ぼすおそれがあることから、こうした景観への影響について適切な方法で調査、予測及び評価を実施するよう求めております。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文(案)について、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○白木委員 答申文（案）たたき台の個別的事項の動物のアの部分ですが、追加を検討していただきたいことが3点あります。

まず、一つ目です。4行目に希少な動物であるウミネコ等の鳥類やコウモリ類、ネズミイルカ等と書かれているのですが、希少な動物であるウミネコ等や猛禽類という言葉を入れられないかということです。なぜかという、陸鳥に関しても沿岸を使うものがここには結構おまして、ヒアリングでもハヤブサの繁殖が指摘されていたと思いますし、文献でミサゴや海ワシ、オオワシといった鳥類も出されているのです。

海鳥以外の陸生の猛禽類についてもきちんと調査をしていただきたいということで、まず、ここにウミネコ等や猛禽類等の鳥類やという文言の追加をお願いできないでしょうか。

○事務局（道場主任） ウミネコ等のほかにも沿岸を使う猛禽類があるので、猛禽類を入れたほうが良いということでした。

今回、ウミネコを鳥類の代表種として書いておりますが、今のご意見を踏まえて、猛禽類に修正するか、ウミネコと並列で表記するかについては持ち帰って検討させていただきます。修正した案を見ていただければと思いますので、その際にご指摘等をよろしく願います。

○白木委員 なぜかという、ウミネコは海鳥ですが、海域の鳥だけではなく、ここは500メートルしか離れていないので、陸生の鳥と言われている猛禽類もこの海域を利用する可能性が高いのです。多分、実際に利用していると思うのです。ですから、きちんと陸鳥についても調べる必要があるということで、並列して書いていただくのがいいのではないかとということです。

○事務局（道場主任） 海鳥と海域を利用する陸鳥といった表現が分かるように修正を検討してまいります。

○白木委員 2点目です。

例えば、図書の284ページの動物の調査に関する留意事項等を見ても、鳥類、特に陸の鳥、海鳥以外に関しては渡りの時期が強調されているというか、繁殖期や越冬期という表現がなく、渡り期の調査をするという書き方がなされています。しかし、実際にハヤブサの繁殖があるというようなことがQ&Aで指摘されていましたし、ミサゴやワシ類、ハヤブサもそうですが、沿岸を使う陸鳥が繁殖もしているのです。ですから、6行目の同区域及びその周辺における希少な鳥類やコウモリ類の利用状況の前に、希少な鳥類やコウモリ類の周年の利用状況と、渡り時期だけではなく、一年を通じたと示すような記載をお願いしたいというのが2点目です。

○事務局（道場主任） 配慮書の内容から周年で調査する感じが読み取れないので、意見に一年を通じた旨の内容を入れられないかということですね。今は利用状況に含めているという整理だったのですが、明記したほうが良いということですか。

○白木委員 Q&Aでは、繁殖期のハヤブサなど、越冬期の鳥類、海鳥とは書かれているのですが、配慮書だと渡り時期とかなり限定されてしまっているのです。繁殖期や越冬期も必

要だということを改めて指摘しておくという意味で通年としたほうがよいのではないかと
いうことです。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。こちら先ほどのものと併せて検討してまい
りますので、修正したものをみていただければと思います。

○白木委員 3点目です。

8行目でして、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水
の濁り、生息環境の変化などの影響についてというところです。

生息環境というところに、生息環境や餌生物や餌資源など、特に上位のものから見た下
位の生物の変化が分かるような文言を入れていただけないかと思えます。音や今後の改変
などによって魚類や海鳥の生息状況が変わるのではないかとというようなことがQ&Aにあっ
たと思うのですが、それがダイレクトに上位の生物の餌資源となりまして、それも変化す
る可能性があるわけです。

生態系のほうに入れるべきなのかもしれませんが、生態系のほうでは、今後、どうなる
か分からないので、取りあえず、特に上位生物にとっては、生息環境だけではなく、下位
の餌動物相の変化が非常に生息状況に影響してきますので、個別的事項のほうで、まず、
下位生物の餌資源の変化がどう影響するかについても指摘しておいていただければと思
いました。

○事務局（道場主任） 生息環境の変化のところ、餌資源といった文言も明記すべきと
いう内容だと思います。

今おっしゃったとおり、餌種については、ふだんは方法書の生態系のところで意見して
いたのですが、今回は洋上風力ということで、そこにまでは言及しておらず、海域の生態
系もしっかり予測、評価をやってくれといった内容にしており、ここに入れる余地があり
ませんでした。

生息環境の変化の中に餌資源の話などを含んでいるという整理で作成していました。た
だ、配慮書段階ということもあり、詳細な調査手法まで決まっておらず、ふだんは餌資源
については方法書の段階で言及していたのですが、この段階で明確に意見したほうがいい
でしょうか。

○白木委員 餌資源に対する影響を把握できるような調査方法を方法書に書いてほしいわ
けですよね。生息環境への影響だけではなく、餌資源も変わる可能性があって、餌資源に
関わる影響がどうなっているか、方法書でその手法を書いてほしいので、ここに書いたほ
うがいいのではないかと思ったということです。

○事務局（道場主任） どのくらいの分量になるか、挙げるのは餌資源だけでいいのかと
いった別の観点からの検討も必要かと思えますので、持ち帰って事務局で検討させてい
ただけないでしょうか。

○白木委員 よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 答申文（案）の最後の景観のところです。

懸念をかなりはっきり書いていただいていたと思います。しかし、3行目です。場所によっては風車の垂直見込み角が大きくなると予想されるだけでなくとなっていますが、数値がはっきり大きく出ていますので、「と予想される」を削除し、「垂直見込み角が大きくなるだけでなく」としていただくのはいかがでしょうか。

○事務局（道場主任） 「予想されるだけでなく」という文言を使っている理由ですが、今、事業者から出している予測の数値は、障害物や地形を考慮せず、あくまで距離だけで出しているものだからです。大きくなるかどうかは調査をしてみないとはっきり出てこないと思いますので、今回は、「予想されるだけでなく」という文言を使ったという経緯があります。

そういうこともあり、この段階ではまだはっきりと言うのは難しいかなと思うので、「予想される」はつけておきたいというのが事務局の考えですが、いかがでしょうか。

○奈良委員 そのような理由があるのであれば、次回に持ち越します。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 答申文案だけではなく、資料 2-1 も含め、いかがでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、答申文（案）たたき台の個別的事項の（2）の動物のアについて、白木委員から3点ほど文言の追加の意見がございました。この後、それを踏まえ、事務局で検討した上で、加筆または修正について、具体的な文言を白木委員と個別に調整していただき、最終的には私にご一任をいただくということで処理を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 白木委員に連絡があると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、そのように進めたいと思います。

最終的には、後日、事務局と協議の上で私から知事に答申を行いたいと思います。

この議事については以上といたします。

続きまして、議事の（3）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）島牧風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 関係資料は資料 3-1 から資料 3-3 になるのですが、事業の概要に

ついて大まかに振り返ってまいりますので、島牧風力発電事業の黄色の図書の3ページをご覧ください。

事業実施想定区域が島牧村と寿都町、黒松内町となっております。発電所の最大出力が最大で14万キロワット、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大で33基設置する計画となっております。

区域の面積が約3854.7ヘクタールとのことです。

続いて、40ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が117メートルから160メートル、最大高さが210メートルとなっております。

続いて、44ページと45ページをご覧ください。

こちらが区域周辺の他事業についてです。稼働中の事業が6事業、計画中の事業が9事業ありますが、計画中のうち、2事業はこの事業の風力発電機の設置予定範囲で、ほかの2事業が事業実施想定区域と重複している状況です。

続いて、事業実施想定区域とその周囲の概況について順に説明してまいります。

動物について、80ページと81ページをご覧ください。

区域周辺はハチクマやノスリの渡り経路となっております。86ページから88ページに分布が示されています。区域全体ではハチクマ、南部ではクマタカ、オオタカ、ハヤブサの生息地のメッシュと重複していることが分かります。

続いて、植物について、100ページをご覧ください。

拡大図が102ページから106ページまであります。

区域の南部に植生自然度9であるチシマザサブナ群集があり、そのほか、区域内にヤナギ高木群落などが存在しております。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

122ページをご覧ください。

こちらの図からですと、区域北部の風力発電機の設置予定範囲の南端に接するように希少個体群の保護林があり、そのほか、209ページの図が保安林の指定状況になっております。区域の北部から南部にかけて広い範囲で保安林が広がっていることがこの図から分かります。

次に、227ページをご覧ください。

こちらからご覧いただきますと、風力発電機の設置予定範囲から最近接の住宅等及び配慮が必要な施設である福祉施設との離隔距離がそれぞれ約500メートルとなっております。

続いて、景観について、293ページをご覧ください。

主要な眺望景観として12地点が選定されており、そのうち、事業実施想定区域北部の歌島高原が風力発電機の設置予定範囲内にあります。295ページに見えるの大きさが示されていますが、垂直見込み角で90度以上となっております。そのほか、泊一弁慶岬段丘や歌島

沼といった景観資源が事業実施想定区域と重複しております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、298 ページと 299 ページをご覧ください。

5 地点が選定されておりますが、そのうち、歌島高原ではパラグライダー等のスカイスポーツが実施されており、事業による直接的な変化が生じる可能性があるとしております。

以上、事業概要の説明とさせていただきます。

続いて、資料 3-1 に沿って説明いたします。

まず、17 ページの質問番号 4-7 の②をご覧ください。

先ほど示した寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林という保護林がありますが、外周域を対象事業実施区域から除外することを考慮しないのかどうか、事業者に見解を質問しました。これに対して、事業者から、方法書までに保護林そのものを対象事業実施区域から除外するかを検討する、外周域については方法書以降の現地調査等の結果を踏まえて専門家へ意見聴取を行い、その助言を踏まえながら風衝などの間接的な影響の回避、低減を図る対策を検討していきますとのことです。

続いて、19 ページの質問番号 4-9 の③をご覧ください。

歌島高原から見える範囲のほぼ全方向が眺望方向になる可能性について、現時点における事業者の見解と、全方向が眺望方向になる可能性が考えられる場合には、主要な眺望方向への影響が限定的となるような風車の配置が可能なのかどうか、質問をしております。これに対して、事業者から、歌島高原のビュースポットから得られる眺望方向がほぼ全方向となる可能性はあるものの、現地調査の結果、植生や電波塔によって展望が得られない方向も生じている可能性があると考えており、主要な眺望方向への影響が限定的となる配置については、現地調査や島牧村へのヒアリングにおいて利用状況、眺望方向を適切に把握し、適切な配置計画を含めた計画を改めて検討することから可能であると考えているとのことです。

関連した質問として、21 ページの質問番号 4-12 の①をご覧ください。

利用状況を調査して把握したビュースポットの直接変化を回避し、主な眺望方向に該当しない方向に風車を設置できたとしても、この事業ですと最大高さが 210 メートルの風車の設置が計画されているということで、歌島高原において重大な影響を回避または十分に低減する配置とすることが可能なのか、質問をしております。これに対して、事業者から、利用状況を調査して把握したビュースポットの直接変化を回避し、眺望方向の景観に極力配慮した配置を検討することで低減は可能と考えており、眺望利用がしやすくなるような場の創出や環境学習の場としての活用についても自治体と相談するとのことです。

最後に、22 ページの質問番号 4-13 をご覧ください。

風力発電機の建設後にパラグライダーを利用した活動が可能かについてとパラグライダーのフライトエリアに風力発電機が存在することが安全面を考慮した場合に問題にならない

いのか、また、関係団体と協議しているのかについて事業者に質問をしております。これに対して、事業者から、風力発電建設後にパラグライダーを利用した活動が可能かについては、団体との協議では中立的なコメントを得ているものの、今後もフライトエリアの確認や変更など、十分に相談する予定であり、安全面を最大限考慮し、共存を図っていききたいとのことです。

資料 3-1 の説明は以上となります。

続きまして、資料 3-2 の関係町村長意見についてご紹介いたします。

本事業の関係町村は島牧村と寿都町、黒松内町となっております。

順に行きます。

島牧村からは、地域住民や関係団体に対し丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえ、環境保全に最大限配慮することを求める意見が、そして、調査に当たっては、最新の知見や専門家意見等を取り入れて適切に対応することを求める意見が提出されております。

寿都町からは大きく 7 点の意見が提出されております。

1 点目と 2 点目は、状況に応じて適切な調査手法とすることや定量的な手法を用いた調査を求めることなど、調査について適切な対応を求める意見となっております。3 点目は他事業者との調整と累積的な影響についての評価を、4 点目は事業実施想定区域の南のほうに水道の取水地点が存在しておりまして、表面水を利用していることから、特に配慮を求める意見となっております。5 点目は崩壊土砂流出危険地区があることから十分に配慮することを、6 点目は発電機の輸送に当たっての騒音等への配慮や周知を、7 点目は福祉施設等への十分な配慮を求める意見となっております。

続いて、黒松内町からは大きく 4 点に分けて意見が提出されております。

先の 2 町村と同様、住民等への丁寧な説明を求める意見、専門家意見や最新の知見を踏まえた適切な調査を求める意見のほか、寿都町と同様に他事業者との十分な協議を求める意見が提出されています。そのほか、鳥類への影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価の実施と事業実施に伴う影響の回避または低減を求める意見についても提出されております。

資料 3-2 については以上となります。

続いて、資料 3-3 の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台は、最近のほかの風力発電事業の配慮書の答申をベースとしながら、審議経過や町村長意見などを勘案して作成しております。

順に説明してまいります。

まず、前書きにつきましては、従来同様、1 段落目では事業の特性を、2 段落目では地域の特性を、3 段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

続いて、総括的事項についてご説明いたします。

(1) は従来と同様でして、全体的な留意事項として、最新の知見の収集、複数の専門

家等の助言を得ることなどをしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を計画に反映させることを記載しております。

(2) は事業実施想定区域の設定についての意見ですが、事業実施想定区域の検討過程の説明について、区域の絞り込みの過程で示されている可能な限りといった言葉の説明が不十分で分かりにくいということで、方法書ではさらに可能な区域の絞り込みを行うことや区域の検討過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3) が累積的影響についての意見となっております。事業実施想定区域と重複する複数の他事業が先行してアセスメントをしていることから、必要な情報を入手して影響が生じるおそれがある項目を漏れなく選定した上で適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(4) は住民等への積極的な情報提供に関する意見で、各関係町村長意見のとおり、情報提供や丁寧な説明を求めています。

(5) については、インターネットを使った利便性の向上に関する意見でして、本事業は縦覧期間中のダウンロードや印刷ができず、継続公表もなかったことから、図書の印刷やダウンロードを可能にするなど、利便性の向上に努めることを求める意見としております。

続いて、2の個別的事項について、(1) から順に行きます。

(1) の騒音及び風車の影についてです。区域や周辺に住宅などが存在していることから、従来同様、騒音及び風車の影による影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

(2) は水質についてです。

工事中の水の濁りは計画段階配慮事項としては選定されていないのですが、島牧村や寿都町の水道水源の集水域や農業用水の取水地点、地滑り等の災害の危険性がある場所が含まれているということで、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されることを踏まえ、関係機関等へのヒアリングにより調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(3) の動物についてです。

意見の形式は従来同様で、アでは、文献やヒアリングにおいてクマタカやハチクマなどの希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息情報があることやノスリの渡りがあることに触れまして、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるように求めています。

イでは、動物相について専門家等から助言を得ながら的確に把握することを求めています。

(4) は植物及び生態系についてです。

意見の形式としてはこちらも従来同様となっておりますが、アでは、区域内に植生自然度の高いチシマザサブナ群集、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在し

ていることから、土地改変箇所の検討に当たってはそれらの範囲を避けることを求めています。そして、「特に」以降がこの事業のものになってきますが、全域が事業実施想定区域と重複している寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林について、重大な影響が懸念されるということで、関係機関との協議を行うことや専門家等からの助言を得ながら保護林やその周囲を改変区域から除外することを含めた検討を行うことを求めています。

イの植物相とウの生態系では、それぞれ専門家等の助言を得ながら的確に把握するほか、重要種の選定をして生息地や生育地の改変を避けることによって影響を回避、低減することを求めています。

続きまして、(5)の景観についてです。

アでは、まず、眺望点の選定については従来同様、関係自治体に限らずヒアリングなどにより、ほかに選定すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めています。

イでは、景観資源の泊一弁慶岬段丘や歌島沼が区域に重複していることで直接的な影響がある可能性があること、区域内の眺望点である歌島高原からは風車の垂直見込み角が極めて大きくなることが予測されていること、主要な眺望方向が全方位に渡る可能性があるということで、眺望景観に重大な影響を及ぼす可能性があるとした上で、景観への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、それを風車の配置検討に反映することなどで影響を回避または十分に低減することとしております。

最後に、(6)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

先ほど眺望景観に重大な影響がある可能性があるとした歌島高原ですが、説明しましたとおり、パラグライダー等のスカイスportsが実施されていることから、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性があることや事業の実施に伴う騒音や風車の影等による場への重大な影響が懸念されることから適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車の配置検討に反映することなどを求めています。

資料の説明は以上になります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

皆様からはないようですので、私から1点だけです。

保安林が重複してしまして、たしか、名称は干害防備保安林だったような気がしますが、恐らく内陸側に保護対象があって設定されているはずだったかと思います。そういった存在であれば、事業で手を入れることによって保安林機能が低下する可能性が考えられますし、その場合、保護機能に関していうと適切とは言えない状態になる可能性があります。個別的事項の(4)のアには保安林といった重要な自然環境のまとまりの場と書いてあるのですが、この表現で良いか、私自身、疑問があります。

今ここでどのような表現が良いかはご提案できないのですが、保安林に関して私と事務局で検討をさせていただき、必要であれば加筆修正していきたいと思っております。

なお、私から誘導するのはあまり適切とは思わないのですが、歌島高原に大きな風車を

建てるということに関して言うと、景観あるいは人と自然との触れ合いの活動の場としては非常にストレスを与えることになるのは間違いないと思うのです。その上で、この答申文（案）の表現についてはいかがでしょうか。

○奈良委員 先ほどと同じですが、（５）の景観のイについてです。

歌島高原からは風車の垂直見込み角が極めて大きくなると予測されるの「予測される」をカットしていただけたらと思ったのですが、多分、先ほどと同じ理由で入れているのかなと思っています。

もう一つ、287 ページに眺望点及び可視領域についてで、紫色のところから見えますという図がありますよね。歌島高原を含め、今回、設置予定の範囲がかなり広域から見えるのだなということが分かるものですから、ここにたくさんの風車が建つことはかなり憂慮されると思っています。

○事務局（下田主事） 歌島高原に関して、「予測される」を消し、極めて大きくなるとするか、良い文言は今ぱっと浮かばなかったのですが、そう言ったほうが良いということですね。

○奈良委員 極めて大きくなるほかと言ってしまっても良いのかなと思ったのです。

○事務局（下田主事） 先ほどの洋上の案件に関しては地形などを全く考慮していないということがありました。今回の案件でも地形を考慮していないと言えないのですが、90 度以上ですし、高原という場所を考慮しても明らかに影響が大きいと考えて入れるのか、こちらでも検討した上でご相談させていただければと思います。

○奈良委員 よろしくお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、環境配慮書の答申文（案）たたき台について、先ほどの植物のアの保安林のところは私と事務局で検討させていただき、必要であれば加筆または修正するという対応を取りたいと思います。また、今の（５）の景観のイの「予測される」を削除するかどうか、この後、事務局と委員で少し検討していただき、必要であれば修正することにしたいと思います。

そのほか、最終的な文言の修正等につきましては私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、そのように進めさせていただきます。後日、事務局と協議の上、最終的には私から知事に答申を行いたいと思います。

それでは、続きまして、議事の（４）に入ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）小平町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） こちらの метод書は、昨年の12月27日付で受理し、今年の1月14日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が3回目の審議となります。

図書の概要を簡単に説明させていただきますので、緑色の図書の12ページと13ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット級の風力発電機を最大17基設置する計画であり、総出力は最大8万5,400キロワットとなっております。

区域の位置は小平町の町内で、12ページの図の青色で示された箇所が風力発電機の設置予定範囲です。この中に入っている緑色とオレンジ色の線がアクセス道路で、緑色が既存林道を活用するルート、オレンジ色が道路を新設するルートとなっております。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてです。

まず、動物からです。57ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップの図になりますが、区域内はオオワシとオジロワシの生息情報によって注意喚起レベルがBとなっております。

めぐりまして、59ページと60ページに渡りの位置が載っています。

ハクチョウや海ワシ類のほか、マガンやオオヒシクイ、ノスリの渡りルートとなっております。

次に、植物について、72ページ以降に図がありますので、ご覧ください。72ページが全体図で、それ以降が詳細な拡大図です。

区域全体を見ますと、シラカンバーミズナラ群落やトドマツ植林地が多いですが、区域北部には植生自然度9のエゾイタヤミズナラ群落が存在しているほか、シラカンバやダケカンバの群落が点在している状況です。植生自然度の図は79ページ以降にありますので、適宜、ご参照ください。植生自然度9の位置はこちらのほうが分かりやすいかと思えます。

次に、配慮が特に必要な施設や住宅等について、117ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設については、風力発電機の設置予定範囲から西に1.6キロメートル先に福祉施設が存在しております。住宅の最近接となる場所は区域東部にある住宅で、風力発電機設置予定範囲からは約1.1キロメートルの離隔となっております。

次に、保安林や土砂災害危険箇所等の指定状況について、159ページをご覧ください。

まず、アクセス道路となる区域に土砂災害警戒区域が一部存在するほか、土砂流出防備保安林と水源かん養保安林が区域の一部と重複している状況です。

最後に、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、ページが飛びまして322ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点を示した図になりますが、垂直視野角の1度以上で視認される可能性のある範囲には、人と自然との触れ合いの活動の場にも選定されています望洋台スキ

一場などの眺望点のほか、複数の眺望点や人触れ場が存在しているという状況です。

簡単ではありますが、図書の概要については以上といたします。

続きまして、資料 4-1 を用いまして、3 次質問と事業者回答、また、関係市町長意見や答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

最初から飛んで申し訳ありませんが、まず、資料 4-1 の 12 ページの質問番号 6-6 をご覧ください。

こちらは専門家への意見聴取の内容についてで、鳥類の話になります。3 次質問の②で猛禽類の調査時に渡りも記録することによって渡り鳥の状況を補完するとのことですが、年度変化が大きいことを踏まえて、今後、実施する調査にて多くの猛禽類や渡りが確認されて記録が困難となった場合、追加調査を実施することで複数年分の情報を把握する見込みなのかどうか、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、そのような場合は追加調査の実施も含めて改めて検討してまいるとの回答がございました。

次に、15 ページの質問番号 6-14 をご覧ください。

騒音関係の質問になります。図書の 271 ページを見ながらだと分かりやすいのですが、一般道道苦前小平線の沿道、区域東部に作業道に至る道道がありまして、2 次質問まではこちらに調査地点を設定する必要がないという理由を確認していたのですが、2 回目の審議の際に資料として示した意見概要と事業者見解にて、今、質問している道道にも調査地点を設定しても差し支えないのではないかと地域の要望があったことを踏まえ、改めて調査地点設定に関する質問をしています。これに対して、事業者から、環境 1 という調査地点において、道路交通騒音、振動及び交通量調査を追加して行う考えであるという旨の回答がありました。

次に、資料 4-1 の 20 ページの質問番号 6-37 をご覧ください。

鳥類調査の地点についてです。専門家から指摘があるとおり、風力発電機の設置予定範囲の東部に鳥類の調査地点が設定されていないことについて、1 次質問で調査地点の追加の必要性を伺っていただき、事業者からは、その他の調査地点にて一般鳥類を整理する考えであると伺いました。2 次質問では、他の分類群にて踏査を実施するとなっておりますので、そうであればラインセンサスが困難でもスポットセンサスは実施できないかを伺っております。これに対して、事業者から、徒歩でしかアクセスできない都合上、調査時間帯が早朝等になってしまう鳥類の調査に関しては、調査に適した時間帯でのアクセスが困難であるという旨の回答がありまして、当該部分については一般鳥類の任意観察において調査するとの回答をいただいております。

次に、21 ページの質問番号 6-42 をご覧ください。

景観に関わるフォトモンタージュの提示について、準備書時点で個別対応するよりも準備書作成前に説明会を開催して地元住民の意見を踏まえた計画としたほうがよりよい計画となるのではないかと伺っています。これに対して、事業者から、適宜、開催している住民説明会や住民との交流を通じて住民のニーズを把握していく方針を取っているとのこと

で、準備書における説明内容と住民の意見との間でのギャップは大きくないと認識している、なお、準備書の段階で事業内容が確定するわけではなく、準備書でいただいたご意見を踏まえ、評価書を作成していくというプロセスを経るため、住民の意見は適切に反映することが可能であるとの回答をもらっております。

簡単ですが、3次質問と事業者回答についての説明は以上といたします。

続きまして、資料4-2の関係市町長の意見を紹介いたします。

本事業の関係市町は小平町と留萌市となっております。

まず、小平町長からは、住民等へ積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえ適切に対応してほしいこと、騒音や濁水対策を十分に行うこと、また、必要に応じて追加的に調査を行うこと、風況の変化を考慮しながら騒音及び超低周波音による環境影響の低減、回避に最善を尽くし、住民の生活環境の保全措置を講じてほしいこと、工事用資器材の搬出入における振動についても走行ルート周辺の住民の生活環境の保全措置を講じてほしいこと、動植物の生息・生育地を十分な期間を確保しながら現地調査により把握し、重要種等への影響が生じることのないよう万全の措置を講じてほしいといった旨の意見がございました。

資料の裏には留萌市からの意見があるのですが、特段の意見がない旨の回答をいただいております。

資料4-2の説明は以上としまして、最後に、資料4-3の答申文（案）のたたき台についてご説明いたします。

こちら、先ほどと同様、これまでの審議の経過を勘案してQ&A等を基に作成しております。

まず、前書きについては、1段落目には面積、出力、発電機の諸元等、2段落目では、後に説明します個別的事項に関することとして、重要な自然環境のまとまりの場や希少鳥類の生息等について記載しております、3段落目で、以上を踏まえ、次の事項についての確に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、(1)として、個別的事項の内容を十分に踏まえ、分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した専門家等の助言を得るなどしながら調査等を実施し、その結果を事業計画に反映させること、重大な環境影響を回避、十分に低減できない場合やそういった科学的根拠を示せないのであれば、事業規模の縮小などといった計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避、低減することを求めておりまして、従来どおりの記載となっております。

次に、(2)では、相互理解の促進のため、関係市町や関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること、最後に、(3)として、図書のパブリックについて、印刷、ダウンロードや縦覧期間終了後の継続的な公表を求める意見としております。

次に、2の個別的事項です。

(1) は騒音及び振動についてです。

風車の配置の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどにより影響を回避、低減すること、施設稼働後に生活環境への影響が確認された場合の対応についても検討することを求めています。

また、先ほども紹介したのですが、質問及び事業者回答の協議の中で調査地点が追加される旨の回答があったことを踏まえ、調査地点の設定に関する意見をアとして追加しております。

2 ページに移ります。

(2) は水質についてです。

まず、アでは、区域に水道水源の集水域があるほか、サケ・マス増殖事業が行われている小平薬川の支流が含まれていることから、水域利用の状況を踏まえた上で水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること、イでは、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとなるよう意見をしておりまして、アとイは従来どおりの意見となっております。

(3) は風車の影についてです。

区域及びその周辺には住宅や福祉施設がありますので、できる限り離隔することなどによって影響を回避または十分に低減すること、施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になるということがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含め、影響が回避、十分に低減されているかの観点から評価することを求めています。

(4) は動物についてです。

こちらの事業は、鳥類において土地改変の可能性がある区域を網羅していないところがありましたので、踏査ルートの再設定について意見しているのですが、Q&A のとおり、アクセスが困難な旨の回答がありました。しかし、地形等の理由で踏査できない場所があっても、ほかの手法による追加調査によって調査すべき情報を把握するよう求めています、それが難しければ改変区域から除外するよう求めています。

次に、イでは適正なトラップ数などの設定をしっかりとすること、ウではコウモリ類のバットストライクの影響について適切に調査、予測、評価を実施すること、エでは、オジロワシ、オオワシの生息に関する情報やノスリやガン・カモ類の渡りを挙げまして、バードストライクや移動経路の阻害等の影響についても適切に調査、予測、評価を実施することを意見しております。最後に、オですが、今挙げた哺乳類や鳥類以外についても適切に調査等を行うよう意見をしております。

次のページに移ります。

(5) は植物についてです。

アでは、適切に予測、評価できる植生調査地点の設定について従来どおり求めています、イでは重要な植物種や群落の回避を最優先とすることを意見しております。ウでは、

外来植物が拡大、侵入しないよう、施工方法や拡散防止対策を検討して準備書に記載する旨の意見としており、いずれも従来どおりの記載となっております。

(6) は生態系についてです。

まず、アでは、現地調査の結果に応じて注目種や餌資源を見直すことを含めた検討をし、その経緯を準備書に示すことを求めています。

イでは、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえること、採餌に係る影響の予測の際には施設の存在、稼働や工事が餌種やその生息環境に与える影響についても評価に含めることとしております。

ウでは、改変を最小限とすることや保護林や植生自然度の高い区域、鳥類や哺乳類のねぐらとなるような樹林地の存在を確認して回避を最優先に環境保全措置を検討するよう求めています、こちらも従来と同様の記載となっております。

(7) は景観についてです。

ここでは、四季を通じて風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件でフォトモンタージュを作成することを求めた意見としております。

(8) は人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

工事関係車両の主要な走行ルートと一部が重複している日本海オロロンラインがありますので、アクセス特性への影響が懸念されるということで、利用状況や累積的な影響について十分に調査し、適切に予測及び評価を実施するよう求めています。

最後に、(9) は廃棄物についてです。

従来どおり、廃棄物や残土の発生抑制に努め、最終処分量や再生利用量、中間処理量等の把握を通じて適切に調査、予測及び評価を実施するよう求めています。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文(案) たたき台等について、ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

私から1点だけ事務局に伺いたいことがあります。

この地域かどうかの記憶が判然としませんが、たしか、小平町では、冬の初めでしたか、住宅地にヒグマが出没したと報道されていたような気がします。人に加害する可能性のある大型の動物に工事等が影響するかどうか、その影響について答申文(案)で言及した例はありましたか。

○事務局(道場主任) ヒグマによる住民等への影響ですが、環境保全の見地からということで、ヒグマなどの動物による住民への影響や農業被害などに関しては恐らく知事意見では言及していないと考えます。

○澁谷会長 そうということが話題になった記憶はあります。答申文(案)に入ったかどうかは判然としませんが、ちょっと気になったので、指摘をしておきます。答申文(案)はこのとおりでよいと思うのですが、今後、非常に敏感な状況のあるケースがもしあれば、

考慮する必要もあるのかなと思いました。

委員の皆様からほかにございませんか。

(発言者なし)

○**澁谷会長** 特に皆様からのご意見やご質問がないようですので、この件の答申文（案）はこのとおりということで進めたいと思います。

後日、私から知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○**澁谷会長** そのように進めさせていただきます。

それでは、議事（５）に移ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** まず、図書を用いて事業概要を簡単に説明させていただきます。

水色の図書の５ページをご覧ください。

対象事業実施区域は赤色の線または点線で囲まれている範囲で、その中のオレンジ色の範囲が風力発電機の配置検討区域です。

４ページに対象事業実施区域について記載されております。

稚内市、豊富町、猿払村が対象事業実施区域となります。発電所の最大出力が最大 27 万キロワット、単機出力が 4,200 キロワットから 6,000 キロワット程度の風力発電機を最大で 45 基設置する計画となっております。区域の面積は約 3,600 ヘクタールとなっております。

次に、36 ページと 37 ページをご覧ください。

対象事業実施区域とその周囲における風力発電事業の状況を示す図となっておりますが、既設または手続を完了している事業が 8 事業、計画中のものが 6 事業存在しており、方法書終了段階の事業の一部と区域が重複している状況です。

続いて、81 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図になっておりまして、対象事業実施区域は A3 のメッシュと重複しております。

戻りまして、74 ページです。

対象事業実施区域とその周辺には海ワシ類やノスリ等の渡りルートが確認されております。

続いて、102 ページと 103 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場が示されております。緑色もしくは黄色で示されている

のが植生自然度 9、植生自然度 10 の区域で、対象事業実施区域内にあります。そのほか、105 ページと 106 ページでは、生物多様性の観点から重要度の高い湿地や KBA の区域が周辺に存在していることが確認できます。

続いて、141 ページをご覧ください。

住宅等の状況になります。風力発電機設置検討範囲と最も近い住宅等が紫色の点で示されておりますが、こちらは 2.2 キロメートルとなっております。ただ、区域内、輸送路等の改変の可能性がある範囲の中には含まれている住宅等があり、風車まで大体 2.2 キロメートルと示されております。

最後に、398 ページから 401 ページをご覧ください。

対象事業実施区域のほぼ全域が主要な河川の集水域と重複しておりまして、イトウの安定した個体群が生息する希少な水系である猿払川水系や猿骨川水系、天塩川水系、声間川水系の集水域となっております。

簡単ですが、事業概要の説明は以上といたします。

続いて、資料の説明に入らせていただきます。

資料 5-1 が事業者への 2 次質問とその事業者回答について、答申文に係る部分を抜粋して説明いたします。資料 5-2 は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明は割愛させていただきます。

資料 5-1 の 13 ページの質問番号 6-4 をご覧ください。

1 次質問の②で、専門家から「渡りのピークは 2 期把握するのが望ましく」と指摘されていたものの、図書に示された調査が 1 年間の調査であるように読み取れることについて、専門家の見解を改めて確認して結果を示すことと、それに対して事業者としてどのような対応を予定しているのかについて質問をしております。これに対して、事業者から、渡りのピークの調査回数について、鳥類の渡りの状況については、日の変動や年変動があるため、調査頻度を密に設定することと複数年調査を行う必要があること、鳥類の渡りは適した風況でない調査実施日が多いと過小評価になる可能性があること、個体数が調査年によってかなり異なってしまうため、予測、評価が過小評価とならないよう配慮が必要であるとの専門家からのコメントを得たということです。また、前倒し調査の結果についても専門家に提示したところ、今後、補足調査としてレーダー調査を実施することで鳥類の渡りに関する状況は一定程度把握できると考えられるが、視野が確保しづらい条件ということもあり、渡り鳥の確認の精度が十分でない可能性も考えられるため、データが不足であると考えられる場合は追加調査も検討することというコメントを得たということで、これを踏まえて、補足調査としてレーダー調査を実施し、引き続き有識者の確認、助言を得つつ渡り鳥の影響評価を進めるとのことでした。

次に、16 ページの質問番号 6-5 の③をご覧ください。

長期的に伐採された斜面から土砂が河川に流入すると、河床材料もシルトや粘土などの細粒物質が優占し、イトウの産卵環境が劣化することが考えられることから、魚類調査で

の河床材料の粒度組成に係る底質調査と工事の前後でのモニタリングを行う必要はないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、河床材料の粒径組成の調査については、今後の調査、予測及び評価の結果、改変区域から発生する土砂、濁水が河川に到達し、河床材料の粒径組成に影響する可能性があると考えられる場合は調査を実施し、準備書に示すこと、工事前後のモニタリングについては調査、予測及び評価の結果並びに専門家等の助言を踏まえて、発電所アセス省令にのっとって適切に検討するとの回答を得ております。

最後に、25 ページの質問番号 6-28 の③をご覧ください。

イトウについて、人為的な改変に適応している、攪乱に耐性があると 1 次質問の回答で示されたことについて、今後もこの見解を基に関係者への説明や調査、予測、評価を行っていく考えであるのか、河川改修など、人為的な改変があった箇所にもイトウが生息していることを根拠としていると推測しますが、そのように予測するのであれば改変前後の生息数や密度などの比較が必要ではないかと事業者質問をしております。これに対して、事業者から、過去の事例や研究等から考えられるイトウの個体数の減少や絶滅の要因である産卵環境の消失や繁殖適上の阻害、大規模な河川環境の変化等に類する影響はこの事業の性質上発生しないと考えており、事業地周辺におけるイトウ生息地の中・下流域は人為的な改変を受ける環境で、上流域がイトウの生息に配慮した林業等により共生が図られている環境であることから、イトウの保全を考える上で最大限配慮すべき事項は、河川と溪畔林環境の改変を避け、産卵床への影響を回避することに最大限留意することであると考えているとのこと。現時点ではこの見解を基に説明をしていますが、今後、現地調査や専門家等の助言などにより、新たな根拠が示された際には見解及び説明内容は更新するとしております。

また、これまでに行われた人為的改変の前後の生息数や密度などの比較は困難と考えられることから、改変前後の生息数や密度などの比較は行わないが、準備書では、河川の中・下流域に生息するイトウの生態への影響や水質への影響の寄与について定量的に予測し、上流域に生息するイトウの魚卵や稚魚などへの影響として、生息地または生態系特殊性として可能な限り定量的に調査、予測及び評価を行う予定であるとの回答を得ております。

簡単ですが、資料 5-1 と資料 5-2 の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料 5-3 の関係市町村長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は、稚内市と猿払村と豊富町となっております。

まず、豊富町長からの意見になります。

以下の点に留意して今後の計画を進めるように努めていただきたいとされておりまして、1 では自然環境の保護、2 では景観の保護について十分な配慮、調査を行うこと、3 では生活環境への影響について十分な調査を行うこと、4 では方法書に対する意見について説明等の十分な配慮と対応を行うことを求める意見が記載されております。

次に、稚内市長の意見の概要をご説明いたします。

初めに、事業の区域は稚内市風力発電施設建設ガイドラインにおいて特に定めのない地域に該当するが、周辺に民家が存在する区域であることから、ガイドラインの遵守に加え、以下の12点について特段の配慮を求めるとして記載があります。

抜粋してご説明いたしますと、1では累積的影響を懸念する意見、2では住宅等に対する騒音等による影響を懸念する意見、4では地形、地質への影響、ページをめくっていただき、9では海ワシ類やチュウビ等の希少鳥類の生息や渡り鳥、イトウへの影響を懸念する意見、11では地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成など適切な対応に努めることを求める意見などが記載されております。

最後に、猿払村の村長意見です。

初めに、規模や設置箇所によっては地域の自然環境や生活環境への影響が懸念されることから、以下の3点について意見し、懸念される事項が改善されない場合は建設箇所の再考や事業計画の中止を求めるといったことが記載されております。

以下の3点としまして、1は水源涵養機能への影響について、2はイトウや渡り鳥などの動植物や生態系への影響について、可能な限り科学的、定量的に予測及び調査を実施するとともに、専門家等で組織する検討会などで調査、予測及び評価することを求めています。3では、住民等への説明に関して、各項目について丁寧な説明や情報提供を行い、十分な理解を得ることを求めています。

関係市町村長意見については以上となります。

続いて、資料5-4の答申文（案）たたき台についてご説明させていただきます。

まず、前書きとしては、従来どおり、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

1の総括的事項に進みます。

まず、(1)は専門家等へのヒアリングや適切な調査、予測、評価を実施した上で、確実に影響を回避または低減することについての意見となっております。

次に、(2)は配慮書段階からの事業計画の見直しに関する意見です。まず、イトウの産卵床などもろもろ配慮して区域を絞り込みしたとしていますが、区域が依然として自然度の高い植生や保安林と重複しているほか、ほぼ全域がイトウの安定した個体群が生息する希少な水系の集水域に位置していることから、イトウへの影響をはじめとした環境面に十分に配慮し、対象事業実施区域の絞り込みや風車の配置などについてさらなる検討を求める意見としております。

次に、(3)は累積的影響に関する意見で、従来同様の意見となっております。

(4)は相互理解に関する意見で、従来のものに文言を追加しております。猿払村長意見を勘案しまして、北海道レッドリストで絶滅危惧種に指定されており、猿払村のシンボルに指定されているイトウへの影響が懸念される事業である旨を記載しております。また、情報提供や丁寧な説明に関する具体的な内容として、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価結果等と具体的な記載を追加し、丁寧な説明の前に科学的な知見を踏まえた

追記しております。そのほか、従来、文末を「説明に努めること」としてありますが、「説明など適切な対応に努めること」としてしております。

後ろの4行目から5行目にかけて、関係市町村、関係機関、住民等との記載について、昨年に審議していただきました区域が一部重複している別事業への意見と同様に、自然保護団体等という記載を追加しております。こちらは、道へも含め、意見書が来ておりまして、意見概要にも記載があったりを踏まえて記載しています。

次に、(5)は、従来どおり、関係市町村のガイドラインを尊重した上で調整を図ることを求めています。

最後に、(6)は、縦覧期間中のダウンロード、印刷ができず、この事業に関しては継続公表もなかったので、図書の印刷やダウンロードを可能にするなど利便性の向上に努めることを求める意見としております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)の騒音及び振動についてです。いずれも従来同様の意見となっておりますが、区域とその周辺に住居等が存在していることから、影響の回避または十分な低減を求めています。イでは施設稼働後の対策について検討を求めること、ウでは交通騒音や振動、建設騒音について適切に累積的影響の評価等を実施すること、エでは施設の騒音について適切に累積的影響の評価を実施することを求めています。

(2)の水質についてです。アでは、対象事業実施区域に猿払村の水道水源の集積域が含まれることに対し、従来どおり、関係市町村と十分な協議を行った上で水質への影響を回避することなどを求めています。イでは、局所的、集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた保全措置を求めており、こちらも従来どおりとなっております。

(3)の地形及び地質についてです。対象事業実施区域が重要な地形である周氷河地形と重複している可能性があり、地形改変に伴い重大な影響が懸念されることから、改変区域の検討に当たっては地形の詳細を把握し、可能な限り改善を避けることなどを求める意見としております。

(4)の風車の影についてです。こちらも従来同様ですが、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることを踏まえた評価とすることを求める意見としております。そのほか、累積的影響についても適切に評価等を実施することを求めています。

(5)の動物についてです。アでは、哺乳類の調査について、従来どおり、捕獲調査で適切な調査場所や範囲、トラップの種類とその数とを設定することを求めています。イでは、コウモリ類の調査について、従来同様、専門家等からの助言を反映しながら適切な調査等の実施を求めています。ウでは、鳥類への影響についてで、この区域の特性として、チュウヒやオジロワシ等の生息情報があることのほか、海ワシ類やノスリ等の渡りルートになっている可能性があることを述べた上で、従来どおり、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

エでは、本図書特有の意見ですが、イトウに関して、1段落目で、区域とその周辺に位置する河川においてイトウが生息していること、生息状況や生態をより正確に把握する必要があるということを指摘しております。2・3段落目では、適切に生息状況を把握できるよう調査を行うことを求める意見としており、3段落目は特に影響が懸念される河川環境の変化について、工事前後で評価が可能となるような調査項目や評価基準を設定することを求める意見としております。

オでは、従来同様、各分類群について適切な評価の実施等を求めています。エにおいて、イトウに関する意見があることから、「哺乳類や鳥類、魚類だけでなく」と文言を調整しております。

(6)の植物についてです。アでは、植生調査の調査地点が図書で具体的に示されていないことから、専門家等から助言を得ながら適切に設定し、その根拠を準備書に記載することを求めています。イでは、従来どおり重要種への配慮を求めています。ウでは、従来どおり、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することなどを求めています。

(7)の生態系についてです。アでは、1段落目は従来どおりの記載となっておりまして、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて必要に応じて見直すことも含めて検討を続けることやその経緯を準備書に記載することを求めています。2段落目は、特にとして、イトウを注目種として選定する必要について十分な検討を求めるとともに、その検討経緯を準備書に記載することを求める意見としております。

イとウでは、従来どおりの記載ですが、地域の生態系に留意して十分な調査をすることや、自然度の高い植生区域の改変の回避などを求めています。

(8)の景観についてです。こちらでも、従来と同様、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項と、累積的影響について適切に調査することを意見しております。

(9)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。工事関係車両の主要な走行ルートと近接している地点などがありますので、影響が懸念されることを指摘した上で、これらの場の活動の利用状況等について十分に調査、予測、評価すること、累積的影響について必要に応じ適切に調査すること、次のページのまた以降の段落で記載しております。

最後に、廃棄物についても従来どおりの記載としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

では、私から1点だけです。

イトウに関する記述で、猿払の水系について言及しているところがありませんでしたか。

○**事務局（下田主事）** 1ページの(2)の希少な水系である猿払川水系、猿骨川水系のところですか。

○**澁谷会長** ここは良いのですが、もう一か所、どこかにあって、猿払川水系以外のこと

がほとんど記述されていなかったところがあったのです。

○事務局（下田主事） 3 ページ目のエの猿払川水系を含むその他河川においてもその生息が確認されておりのところですか。

○澁谷会長 そうですね。（５）のエでは猿払川水系を取り上げていて、その後に、「猿払川水系を含むその他の河川においても」となっているのです。

ただ、最初のほうに書いてあるように、猿払川、猿骨川、天塩川、要は宗谷の水系はその他の河川に入るのでしょうが、やはりちゃんと書いたほうが良いのではないかと個人的に思います。この表現はちょっと弱い感じがいたしましたので、相談させていただいて、必要なようだったら修正を加えたいと思います。

委員の皆様からほかにございませつか。

（発言者なし）

○澁谷会長 特になつようですつので、今の点について私と事務局で検討し、必要なようでしたら修正を加えるということつで進めたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等につつましては私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、後日、事務局と協議した上で知事に答申を行いたいと思います。

それでは、冒頭でスキップした議題について、ここで皆様に改めてお諮りいたします。

資料 1-1 の裏面にありますが、4 の審議会の組織及び会議等のところで、条例第 58 条第 4 項では、会長に事故があるときには会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されております。

そこで、私から鈴木委員を代理ということつで指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 鈴木委員、ご承諾をいただけますでしょうか。

○鈴木委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○澁谷会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からも特段ご意見はありませんでしたので、私の代理は鈴木委員にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

これで本日予定しております議題は全て終了となります。

事務局から連絡事項をお願ひいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいておりますが、第2回は6月25日水曜日、第3回は7月30日水曜日にそれぞれ予定しております。

お忙しいところ、申し訳ありませんが、ご予定の確保をよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会はこれにて終了といたします。

皆様、お疲れさまでした。

以 上